

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 } 35の 18	……略……	……略……	……略……	1 } 35の 18	……略……	……略……	……略……
35の 19	建築基準法第42条第1項第5号の <u>定め</u> に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査又は位置の指定を受けた道路の変更若しくは <u>取消し</u> の申請に対する審査	道路の位置の指定、変更又は <u>取消し</u> の申請手数料	……略……	35の 19	建築基準法第42条第1項第5号の <u>規定</u> に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査又は位置の指定を受けた道路の変更若しくは <u>廃止</u> の申請に対する審査	道路の位置の指定、変更又は <u>廃止</u> の申請手数料	……略……
36 } 68	……略……	……略……	……略……	36 } 68	……略……	……略……	……略……

68の 2	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
68の 3	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
68の 4	……略……	……略……	……略……
69 ～ 78	……略……	……略……	……略……

別表第3（第2条・第3条関係）

……略……

備考

(1) ……略……

68の 2	……略……	……略……	……略……
69 ～ 78	……略……	……略……	……略……

別表第3（第2条・第3条関係）

……略……

備考

(1) ……略……

(2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ(イ)又は4の項(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(3)～(12) ……略……

(2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ(イ)又は4の項(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(3)～(12) ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。